



序章 都市計画マスタープランについて

序-1 都市計画マスタープランとは

序-2 社会情勢の変化・時代の潮流



序-1 都市計画マスタープランとは

1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、中長期的な視点に立ち、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。

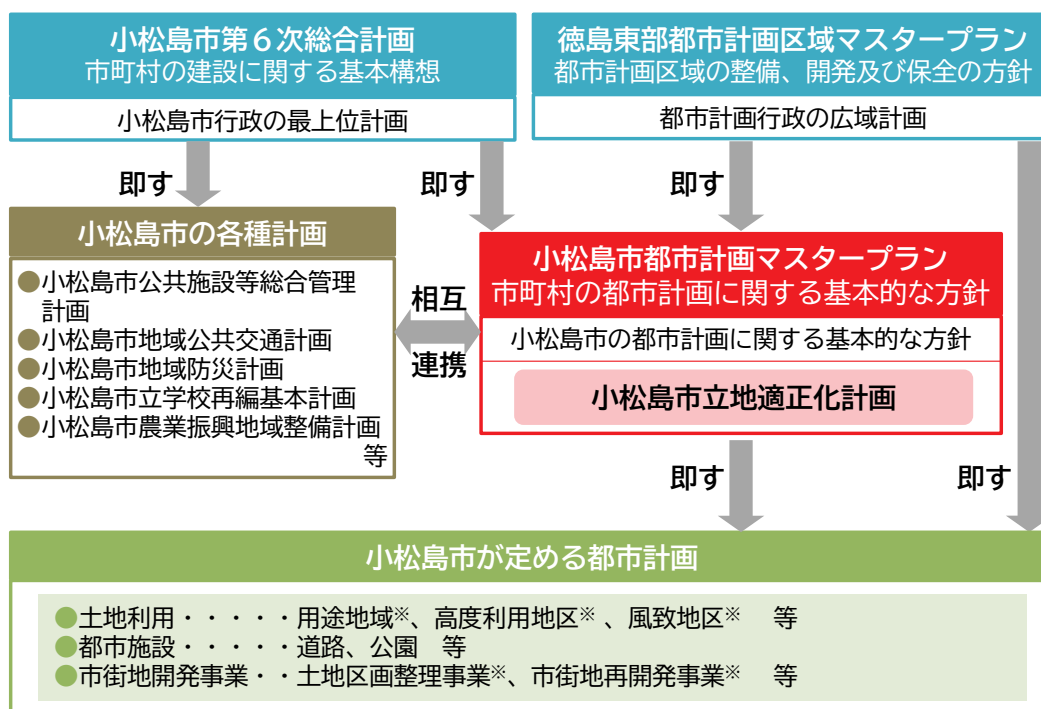
2) 計画の位置づけ

小松島市都市計画マスタープランは、徳島県が定める徳島東部都市計画区域マスタープラン（徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）及び小松島市第6次総合計画に即して定めます。

今後、市が定める地域地区※、都市施設等の都市計画は、この都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

また、小松島市地域防災計画をはじめとする関連計画と連携して定めます。

小松島市立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条に基づく計画で、都市計画マスタープランの一部として位置づけられており、都市全体を見渡しなが、公共施設だけではなく、住宅や医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図るための計画です。



3) 改定の目的

小松島市都市計画マスタープランは、平成26(2014)年3月に策定されてから、約10年が経過しました。その間に、人口減少・少子高齢化の進展や頻発・激甚化する自然災害など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

本市では、こうした情勢に対応するため、令和4(2022)年3月に本市行政の最上位計画である小松島市第6次総合計画後期基本計画を策定しました。

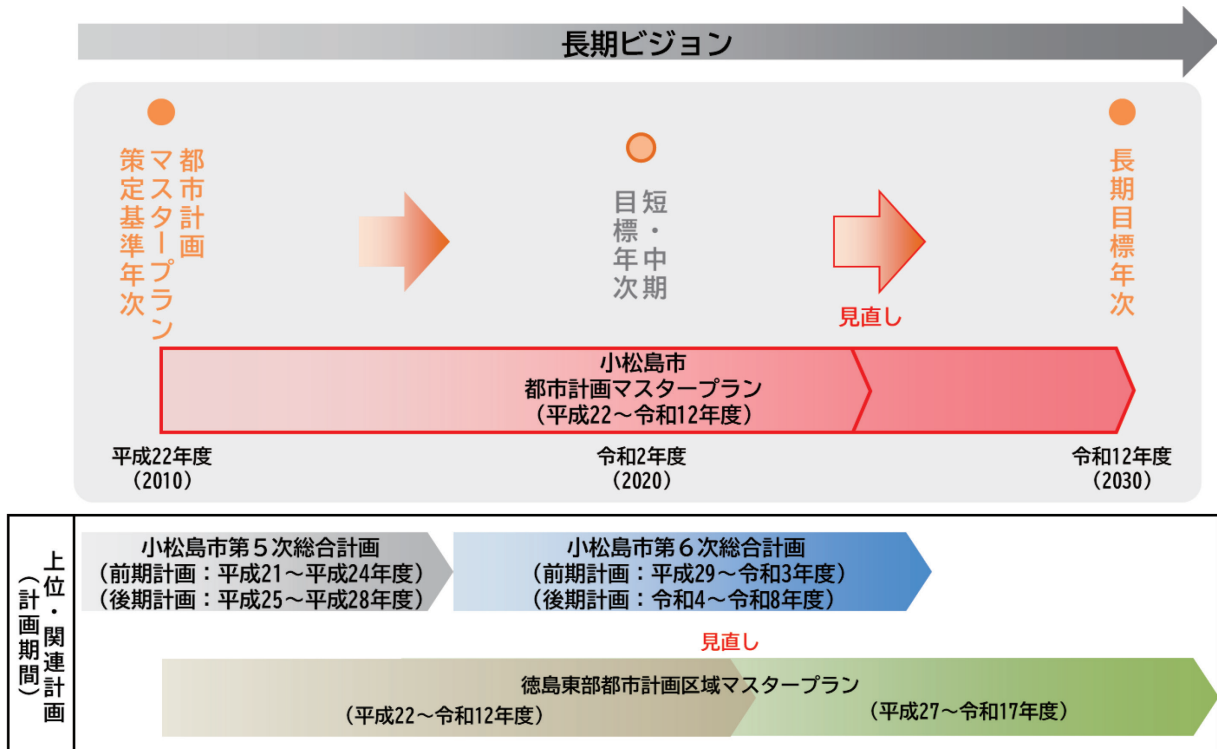
さらに、徳島県が令和5(2023)年3月に徳島東部都市計画区域マスタープランを改訂しました。

こうした上位・関連計画を踏まえながら、社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを推進し、本市が目指すべき10年後の都市の将来像やその実現に向けた施策を明らかにするため、小松島市都市計画マスタープランの改定を行います。

4) 計画期間

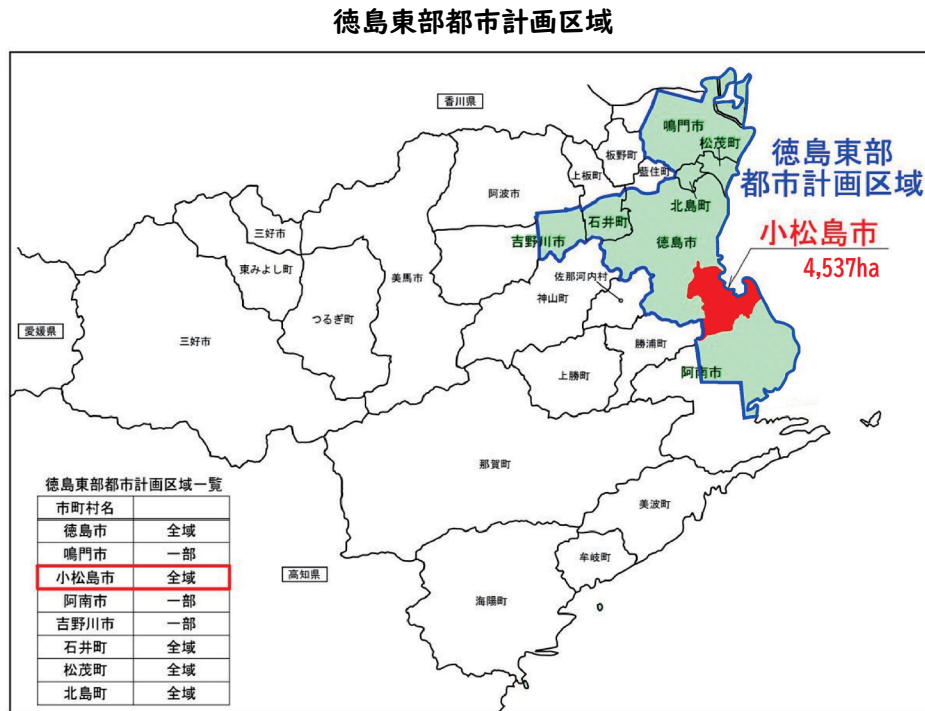
小松島市都市計画マスタープランは、平成22(2010)年度を基準として、概ね10年後の都市の将来像を展望し、令和2(2020)年度を短・中期目標年次とし、概ね20年後の都市の将来像を展望し、令和12(2030)年度を長期目標年次とします。

ただし、上位計画の見直しや今後の社会経済情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。



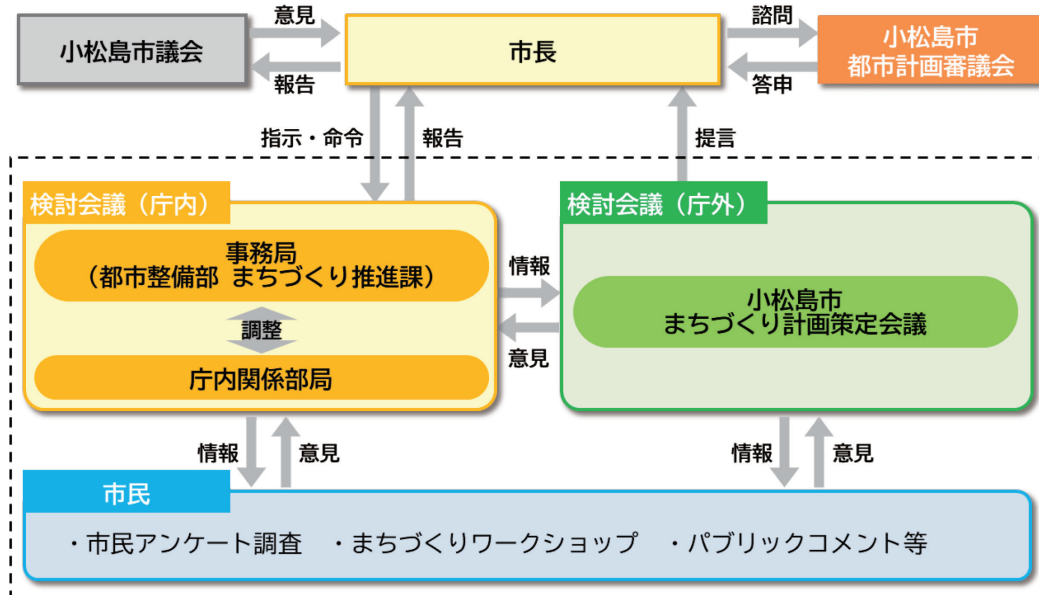
5) 対象範囲

本市は、全域が徳島東部都市計画区域に含まれていることから、小松島市都市計画マスタープランの対象範囲は小松島市全域とします。



6) 策定体制

小松島市都市計画マスタープランは、様々な市民参加等による検討の場を設け、策定を行います。



○小松島市都市計画審議会

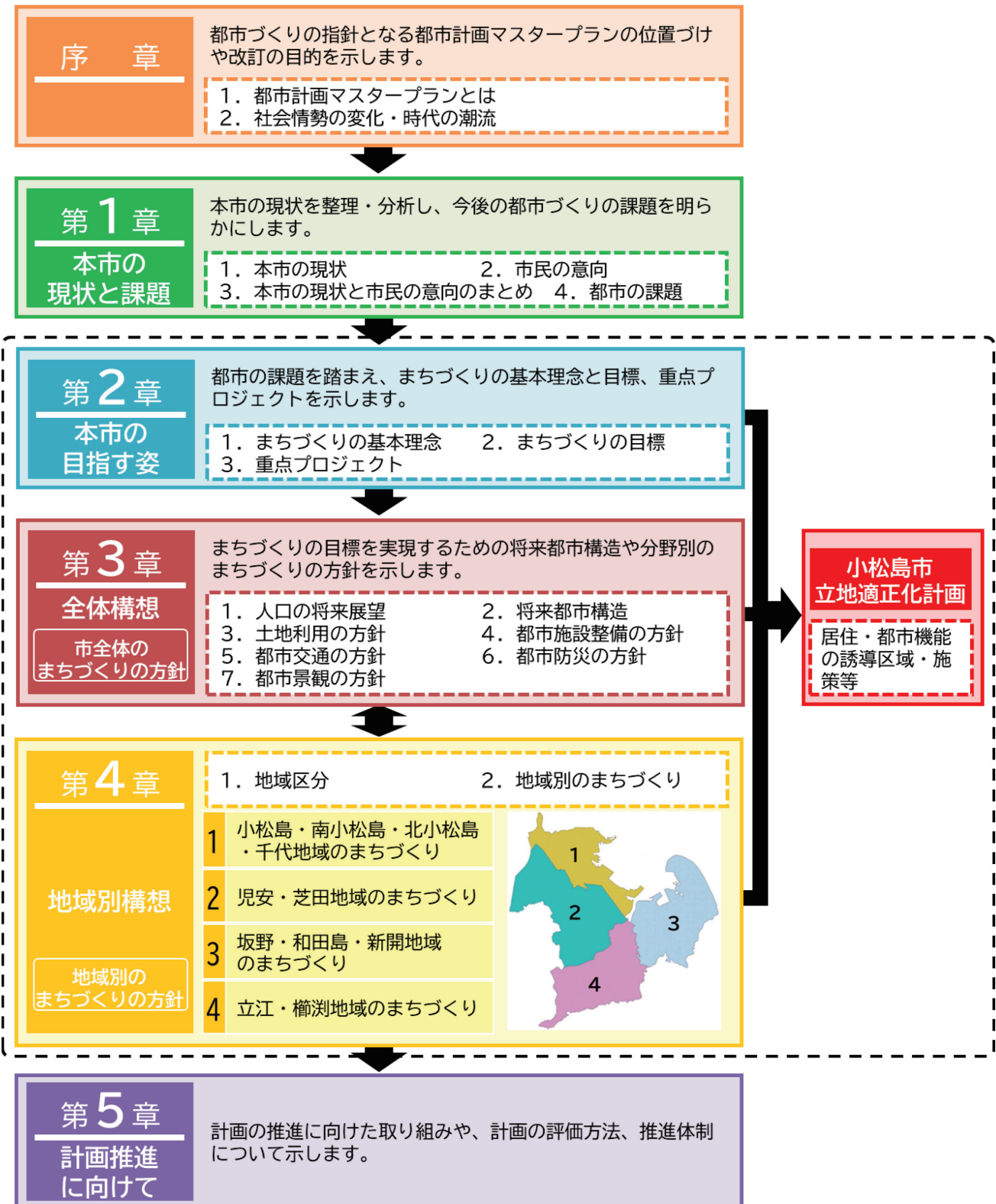
都市計画法第77条の2第1項及び小松島市都市計画審議会条例に基づき、都市計画に関する事項を調査審議させるため、学識経験者や市議会議員などで構成する審議会です。

○小松島市まちづくり計画策定会議

小松島市都市計画マスタープランを策定するにあたり、検討段階において、様々なご意見をいただくため、学識経験者や市内関係団体の代表者、公募市民などで構成する市民会議を設置しています。

7) 計画の構成

小松島市都市計画マスタープランは、以下の5つの章で構成します。



序-2 社会情勢の変化・時代の潮流

社会情勢の変化、時代の潮流に対応したまちづくりを進めるため、以下にこれらの概要を整理します。

1) 人口減少・少子高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果（令和5（2023）年推計）によれば、わが国の総人口は令和12（2030）年には約1億2,012万人、令和22年（2040）年には約1億1,284万人まで減少する推計が示されています。

また、合計特殊出生率[※]は、令和12（2030）年には約1.32、令和22年（2040）年には約1.33となると推計されています。一方で、65歳以上の高齢者の割合は、令和12（2030）年には30.8%、令和22年（2040）年には34.8%まで増加する推計が示されています。

人口減少・少子高齢化が進むことで、空き家、空き地等の低未利用地の増加や都市の低密度化による生活関連サービス（医療・商業等）の縮小や生産年齢人口の減少に伴う税収減による行政サービス水準の低下、高齢者の増加による社会保障費の増大が危惧されています。

2) 暮らし方・働き方の多様化

首都圏への一極集中等を背景とした大都市圏への人口流出が続く中、情報技術の高度化や国民の価値観の多様化、グローバル化の進展により、地方移住への意識の高まりが見受けられます。

このことから、多様化する働き方やライフスタイルを実現し、首都圏から地方への人の流れを創出する必要があります。そのため、サテライトオフィスやワーケーション等による職住環境の確保や、各地域の多様性や特色を尊重し、個性に根差したゆとりと魅力あるまちづくりが求められています。

3) 頻発・激甚化する自然災害と迫りくる大規模地震

近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっております。

こうしたなか、大規模自然災害時に、重要なインフラがその機能を維持できるよう、平時から必要な備えを行う等、誰もが安心して暮らせるまちづくりの需要が高まっており、災害リスクや地域の状況等に応じて、ソフト・ハード対策を適切に組み合わせるなど、効果的に防災・減災対策を推進することが求められております。

4) 社会インフラの老朽化

わが国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込みであり、このように一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています。

5) 広域道路ネットワークの整備

わが国の急速な人口減少や頻発・激甚化する自然災害への備え、渋滞や事故といった道路交通課題などに対応し、生産性や国際競争力を高め、持続可能な社会の構築を図るため、高速道路などの広域道路ネットワークを活用したまちづくりが必要とされています。

6) 先端技術の活用

IoT[※]、DX[※]、ロボット[※]、人工知能(AI)[※]、ビッグデータ[※]といった新たな技術の開発が進んでおり、これらの技術を活用し、都市の課題解決を図っていくことが求められています。

新技術を活用した新たな都市政策や制度・技術革新の動向を注視しつつ、長期的な視点で本市での展開や新技術がもたらす影響なども念頭におきながら、これからの本市のまちづくりを検討することが必要です。

7) 公民連携・多様な主体による協働

これまで行政主体で担っていた公共事業について、多様なニーズへの対応、効率化が求められるなかで、今後の財政状況等を踏まえると行政単独での実施は困難になっています。そのため、これからは公民連携を推進し、サービス水準の向上や効率化が重要となります。

近年では、公民連携の取組として、民間の資金と経営能力・技術力を活用した公共施設の建設や維持管理・運営等を行うPPP/PFI[※]等の制度活用や、地域が主体となり、まちづくりを行うエリアマネジメント等の実施も進んでいます。

8) 深刻化する地球環境問題

地球環境を巡る問題は、世界的にみても問題視されており、「パリ協定」において、平均気温の上昇を抑える世界共通の長期目標が設定されるなど、気候変動をめぐる情勢は日々深刻化しています。

わが国においては、令和32(2050)年までにCO₂(二酸化炭素)排出量の実質ゼロ(脱炭素社会)の実現に向けた取組が掲げられています。

また、近年、海に流れたプラスチックごみによる生態系への影響が懸念されており、海洋プラスチック対策の動きも加速しています。

このように、地球環境問題を巡る国際的潮流や国の動向は、大きな動きを見せており、環境対策の一層の推進が求められています。

9) 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて採択された持続可能でより良い世界の実現を令和 12 (2030) 年にまでに目指す国際目標です。

SDGsは、地球上の「誰一人取り残さない」世界の実現に向け、17の目標と169のターゲットから構成されています。

わが国では、人口減少・少子高齢化社会の進展や地球環境問題など、様々な課題が顕在化している中で、持続可能な都市の実現に向けて、SDGsの理念を踏まえたまちづくりの重要性がますます高まっています。

SDGsの 17 の目標

